

標準化必須特許を対象とした 特許権侵害事件における損害賠償額の 損益相殺の可能性について

会員 野口 明生

要 約

2014年の知財高裁大合議判決であるアップル対サムスン事件は、標準化必須特許を対象とした特許権侵害事件に関する重要な裁判例となっている。一方で、本事件の判決が認定した損害賠償額については様々な意見も聞かれる。本稿では、本事件に代表されるような標準化必須特許を対象とした特許権侵害事件における経済現象を考察し、損益相殺という視点で、その損害賠償額を考察する。そして、本事件の判決に登場する「累積ロイヤリティが過大なることを防止するとの観点から、その上限となる率を乗し」とある因子とは、経済現象的には何であるのかについて検討する。

目次

1. 損益相殺とは
2. アップル対サムスン事件の概要
3. 逸失利益とは
4. 限界利益について
5. 外部効果（外部性・外部経済）について
6. 標準化必須特許の侵害行為に起因する正の外部効果
7. 損害と利益の同質性について
8. 限界利益の差異分析
9. 標準化策定時の合意について
10. 累積ロイヤリティと損益相殺の関係について
11. 小括
12. 補論
13. まとめ
14. 謝辞

1. 損益相殺とは

損益相殺は条文上規定されていないものの公平の観点から認められている損害賠償額の減額事由の一つである。判例では、「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある」とされている（最大判平成5年3月24日）。

したがって、損益相殺の要件事実、一般に以下の

3つとされている。

- (A) 損害と利益取得の原因の同一性
- (B) 損害と利益との間の同質性
- (C) 被害者に生じた利益の額

つまり、本稿では、上記(A)(B)(C)の観点から標準化必須特許を対象とした損害賠償請求事件について考察することになる。

2. アップル対サムスン事件の概要

アップルジャパン株式会社（訴訟承継人：Apple Japan 合同会社）（以下、いずれもアップル社という）はUMTS規格準拠の下記製品を販売していた。

製品1：「iPhone 3GS」

製品2：「iPhone 4」

製品3：「iPad Wi-Fi + 3G モデル」

製品4：「iPad2 Wi-Fi + 3G モデル」

一方、三星電子株式会社（以下、サムスン社という）は、UMTS規格の必須特許を保有しているためアップル社に対してライセンス料を払うように交渉した。しかし、その交渉は決裂、原告アップル社はサムスン社を被告として「特許第4642898号の特許権侵害に基づく損害賠償請求権を有しないことを確認する請求（債務不存在確認請求）」をした。

なお、本事件は差止請求の可否等の多くの争点が含まれるが、論点を複雑化しない為に、本稿の主題に関

連する損害賠償請求に関してのみ議論する。また、本稿で単に「本件判決」と言った場合、それは「知財高裁判決：平成 25 年(ネ)第 10043 号」を意味する。

2-1. 地裁判決：平成 23 年(ワ)第 38969 号 (債務不存在確認請求事件)

本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使は、契約交渉における信義則上の義務を履行していないとして、サムスン社の損害賠償請求は権利濫用に当たると判断。そして、アップル社の請求を全部認容した。つまり、アップル社はサムスン社に対して損害賠償をする必要がないと判断した。

2-2. 知財高裁判決：平成 25 年(ネ)第 10043 号 (債務不存在確認請求控訴事件)

「控訴人による特許権に基づく損害賠償請求権の行使が、FRAND 条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たらない⁽¹⁾」と判断した。

さらに、この FRAND 条件でのライセンス料相当額の計算方法は、「売上高に、UMTS 規格に準拠していることが寄与したと認められる割合を乗じ、さらに累積ロイヤリティが過大なることを防止するとの観点から、その上限となる率を乗じ、UMTS 規格の必須特許の数で除することで算出された額⁽²⁾」であると判断している（下線は筆者）。

一方、製品 1～製品 4 のうち、実際に特許権を侵害していると判断された製品は製品 2 と製品 4 のみであり、FRAND 条件でのライセンス料相当額は以下のように計算された。

製品 2 (iPhone4) : 9,239,308 円

製品 4 (iPad2) : 716,546 円

なお、判決文では、上記計算方法に用いられた「UMTS 規格に準拠していることが寄与したと認められる割合(寄与率)」という数値は伏せられている。この寄与率に関しては様々な推測がなされているが、およそ 20% から 30% であったと考えられている。

一方、「累積ロイヤリティが過大なることを防止するとの観点から、その上限となる率(累積ロイヤリティ上限率)」とある率は 5% であったことは公表されており、この率の値に関してアップル社とサムスン社の間で争いはなかった。

UMTS 規格の必須特許の数としては、529 個と 1889 個とで当事者間に争いがあったが、判決ではサムスン社主張の 529 個が採用されている。

3. 逸失利益とは

後の議論を混乱させないために、ここで用語の意味を明確化しておく。本稿における逸失利益とは、「侵害製品が市場に流通することによる、特許権者の限界利益の減少額」を意味し、「受けるべきライセンス料を受領していなかったことによる利益の減少額」を、逸失利益とは区別する。つまり、本稿における逸失利益とは、特許法第 102 条第 1 項を基礎とした損害額であり、同条第 3 項を基礎とした損害額ではない。以下の議論では、この 2 つを区別することが非常に重要となる。

なお、この 2 つを区別することが重要である理由は、本件判決の中からも指摘することができる。

本件判決では「控訴人による損害賠償請求は、FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たらない⁽³⁾」と判断されている。このことは、FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える損害額が発生していただろうことを前提としながらも、FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える部分の請求を、権利の濫用であるとして認めなかったことになるだろう。

実際、本件判決では「特許権者が、相手方が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しない等の特段の事情が存することについて主張、立証をすれば、FRAND 条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分についても許容されるというべき⁽⁴⁾」とされ、「FRAND 条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分」の存在も認めているように思える。

この「FRAND 条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分」が幾らであったのかについて、本件判決は何の判断もしていない。一方、本稿では、この「FRAND 条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分」についても考察の対象である。

4. 限界利益について

特許法第 102 条第 1 項および第 2 項における「利益」とは、いわゆる「限界利益」に相当する利益であると理解されている。その理由は、特許権の侵害が行われることによって、特許権者は自らの特許製品を販

売する機会を逸失するものの、当該販売機会を逸失した特許製品に係る変動費分は支出を免れ得るからである。同法の「利益」とは、この免れ得る支出を利益と捉えて、損益相殺の観点から売上高から控除したものとされる。

なお、本稿では「限界利益」とは何かを議論しない。「限界利益」が何であるかを考えること自体、大きな難しい問題を含んでおり、本稿の基本的立場は、問題を複雑化しないことだからである。

ここで明確に指摘しておきたいことは、本稿で議論する損益相殺は、逸失利益を「限界利益」に制限した上でも、さらに相殺すべき利益のことだということである。

5. 外部効果（外部性・外部経済）について⁽⁵⁾

経済学の概念に外部効果と呼ばれるものがある。外部効果とは、ある経済主体の経済活動が、当事者間の取引を経由することなく、別の経済主体の経済活動に与える影響をいう。与える影響が別の経済主体に有利な場合を正の外部効果といい、不利な影響の場合を負の外部効果という。また、この外部効果は、外部性や外部経済という名で呼ばれることも多い。

さらに、この外部効果は、技術的外部効果と金銭的外部効果とに分類される。技術的外部効果とは、市場や価格等を経由することなく、別の経済主体の経済活動に与える影響をいい、金銭的外部効果とは、市場や価格等を経由して、別の経済主体の経済活動に与える影響をいう。なお、単に外部効果といった場合、一般には技術的外部効果のことを指すが、本稿で登場する外部効果は金銭的外部効果のみであるので、以下では、単に外部効果といった場合は、金銭的外部効果を意味する。

例えば、ある化学工場が経済活動の結果として工業廃水を排出するとしよう。すると、その廃水は川や海を汚染し、そこで漁をする漁師の経済活動に悪影響を与える。この外部効果は、市場や価格等を経由することなく、別の経済主体の経済活動に与える悪影響なので、負の技術的外部効果である。一方、この化学工場の製品を購入する別の経済主体にとっては、工場が活発に活動するほど、安い製品を大量に仕入れることができるようになる。この外部効果は、市場や価格等を経由した、別の経済主体の経済活動に与える好影響なので、正の金銭的外部効果である。

6. 標準化必須特許の侵害行為に起因する正の外部効果

損益相殺を適用するには、被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受けている必要がある。上記説明した外部効果がこれに該当する。

標準化必須特許の侵害行為に起因する正の外部効果として、以下のものがある。

(a) 需要の増大

端的に説明すれば、例えば友達が iPhone を買ったのを知れば、自分もスマートフォンを欲しくなるだろうということである。友人との連絡手段が増えるという効用が得られるからである。しかしながら、買うスマートフォンは必ずしも iPhone とは限らず、Galaxy だったりすることもある。このように、アップル社の行為がサムスン社の特許権を侵害したとしても、スマートフォンの需要拡大を通じてサムスン社が利益を受けることになる。

なお、携帯電話やスマートフォンにおける上記のような効果は、ネットワーク外部効果という呼ばれることも多い。携帯電話やスマートフォンのようにネットワーク性を持つ製品の場合、所有者の増加が正のフィードバックを発生させるので、非線形的に製品の普及が進むことになるからである。そして、このネットワーク外部効果こそ、通信関連の事業者が技術の標準化を進める大きな誘因である⁽⁶⁾。

(b) 販売価格の向上

上記(a)で説明したように、ネットワーク性を有している製品では、たとえ侵害製品であっても、自社と同一規格の製品が市場に多く流通すれば、自社製品の利便性も増加する。そして、製品の利便性の向上は一般に価格の向上を導く要因である。

(c) 変動費の削減

同一規格の製品を多くのメーカーが製造するようになれば、各メーカーは部品の調達費用を削減することができる。標準化に関連する部品メーカーにとっては、同一製品を多く作ればよいので、製造コストを下げるのが可能となるからである。部品メーカーの製造コスト削減は、最終製品を製造するメーカーにとっての部品の調達費用削減となる。

7. 損害と利益の同質性について

上記(a)～(c)が同一の不法行為によって生じた利益

であったとしても、それだけでは損益相殺の対象となる利益にならない。その利益と損害の間に同質性が必要であるとされている。

例えば、不法行為を原因として損害賠償を請求するに際し、香典や見舞金は損益相殺の対象にならない。また、損害賠償金が非課税所得とされていることにより、被害者が支払わずにすんだ所得税相当額も、損益相殺の対象にならない。その他、保険金や年金の給付に対しても複雑な問題がある。これら同質性の有無は、給付が損害填補を目的とするものなのかで判断される。

一方、侵害行為に起因した逸失利益とは、侵害行為に起因した負の外部効果に過ぎない。したがって、正の外部効果と逸失利益は、現象としては同質性を有しているのは間違いない。また、そもそも、標準化スキームにおける正の外部効果は、標準化必須特許権者側が最大化することを企図したものであるから、その企図した範囲では損害填補の目的があったと考えられる。この点で、侵害行為に起因した正の外部効果と侵害行為に起因した逸失利益との間に同質性が有ると考える。

8. 限界利益の差異分析

ここで、会計学のツールを紹介する。限界利益の差異分析は、予算と実績の間に差異が発生した場合の差異を分析するための予算実績差異分析の一部を構成している⁽⁷⁾。侵害がなかった状態を予算とし、侵害が発生した場合を実際とすれば、「逸失(限界)利益」とは、限界利益に対する予算実績差異分析に他ならない。

限界利益差異＝市場占拠率差異＋総需要量差異＋販売価格差異＋変動費差異 …①

(O) **市場占拠率差異＝実際需要量×(実際市場占拠率－予算市場占拠率)×単位数量あたりの予算限界利益 …②**

(A) **総需要量差異＝(実際需要量－予算需要量)×予算市場占拠率×単位数量あたりの予算限界利益 …③**

(B) **販売価格差異＝(実際価格－予算価格)×実際販売数量 …④**

(C) **変動費差異＝(単位数量あたりの予算変動費－単位数量あたりの実際変動費)×実際販売数量 …⑤**

なお、明らかだが、侵害行為に起因する正の外部効果として提示した(a)需要の増大、(b)販売価格の向上、(c)変動費の削減は、それぞれ(A)総需要量差異、(B)販売価格差異、(C)変動費差異に対応している。

限界利益の差異分析について2点留意事項がある。

一般に逸失利益として考えられている特許法102条第1項の規定は、その特許製品のみ市場という閉じた市場を考えた場合の市場占拠率差異に対応している。侵害が発生していない状態での市場占拠率は100%であり、いわゆる侵害者譲渡数量は実際需要量×(実際市場占拠率－予算市場占拠率)に他ならない。このことは、従来の逸失利益として考えられている特許法102条第1項の規定には、限界利益の変動因子に不足が存在していることを意味している。

また、例えば「Aという要因もあり、Bという要因もあり、Cという要因もあったと認められる」というロジックが判決でもよく見られる。しかしながら、このようなロジックでは「Dという要因は存在しなかった」ということを証明することはできない。一方、限界利益差異の分解は、(D)に該当する因子を考える必要はない。

ここまでの議論を関係式としてまとめておく。

侵害行為に起因する限界利益の差異＝－特許法102条第1項的逸失利益＋侵害行為に起因する正の外部効果 …⑥

式⑥は利益が増える方向を正としているので、右辺にマイナスを掛けたものが、侵害行為に起因する損害から、侵害行為に起因する利益を相殺した額となる。これは、いわば「正味逸失利益」とよべるものであり、以降の記載を容易にするために定義しておこう。

正味逸失利益＝特許法102条第1項的逸失利益－侵害行為に起因する正の外部効果 …⑦

9. 標準化策定時の合意について

標準化の策定時には、その技術に係る事業者が集まり、ライセンス料などの交渉を行う。その交渉の結果、ライセンス料について合意が得られたのだから、そのライセンス料には経済的合理性があったのだと考えられる。標準化策定への参加者は「利潤最大化行動」を採っていたと考えられるから、合意に至ったライセンス料は、メリットとデメリットを比較して、メリットがデメリットを上回っていたはずだ。

ここで、標準化策定への参加者を一体化した仮想の共同体を考える。これを標準化共同体と名付ける。なお、この標準化共同体は、標準化必須特許の特許権者集団と同一視することできる。このような仮想の共同体を考えることによって、問題点を、「標準化必須特許

全体への影響」と「個々の標準化必須特許への分配」とに切り分けることができる。また、標準化共同体が受けるライセンス料は、いわゆる累積ロイヤリティに対応することになる。

そして、標準化によって形成された市場に準拠製品が投入された場合の、標準化共同体にとってのメリットとデメリットを考える。なお、この準拠製品を投入するのが標準化共同体の構成員であるか否かは結果に影響しないが、標準化共同体の外部から準拠製品が投入されるとした方が議論は容易になる。

標準化によって形成された市場に準拠製品が投入された場合のメリットとして、(a)利便性向上を通じた需要の増大、(b)利便性向上を通じた販売価格の向上、(c)部品の共通化を通じた変動費の削減、がある。これらは「標準化製品の流通に起因する正の外部効果」といえるものである。

一方、標準化によって形成された市場に準拠製品が投入された場合のデメリットとして、(o)新たな準拠製品が市場に投入されることによる市場占拠率の低下、(L)ライセンス料を値引きする必要性、がある。

なお、議論の目的を考えて、メリットとデメリットは限界利益に影響があるもののみ考える。当然ながら、限界利益の差異分析の因子とほぼ対応している。

上記メリットおよびデメリットのうち、標準化共同体の意志決定として決まる因子は、ライセンス料のみである。したがって、標準化策定時に合意されたライセンス料は、標準化共同体が見積もった「標準化製品の流通に起因する正の外部効果」の大きさを反映したものと考えられる。つまり、ライセンス料の値引きという損害は、標準化製品の流通に起因する正の外部効果によって填補できると見込んだから標準化に合意したのであり、ライセンス料の値引き額には、損益相殺に値する同質性の範囲が反映される。

ここで、メリットとデメリットが均衡した場合の標準化共同体が受けるライセンス料率を考える。このライセンス料率は、いわば「損益分岐累積ライセンス料率」と呼べるものであり、下式⑧を満たす a で定義される。

市場占拠率の低下＝標準化製品の流通に起因する正の外部効果＋売上高× a …⑧

ただし「市場占拠率の低下」「標準化製品の流通に起因する正の外部効果」「売上高」は、同一譲渡数量を変数とする関数である。

損益分岐累積ライセンス料率 a が与える意味は以下のようなことである。損益分岐累積ライセンス料率 a 以上のライセンス料率が提案されるならば、標準化共同体は標準化に合意するだろうし、そうでなければ合意に達することは出来ないだろうということである。例えば、累積ライセンス料率の条件として上限値 a_M が提案された場合、 $a \leq a_M$ でなければ、標準化共同体は標準化に合意し得ない。

なお、「市場占拠率の低下」よりも「標準化製品の流通に起因する正の外部効果」の方が大きくなる状況もあり、このような場合は、累積ライセンス料率の上限として0%としても、その標準化は合意に至ることになる。これが、標準化必須特許の無料開放を行っても、特許権者にメリットがある状況だ。

10. 累積ロイヤリティと損益相殺の関係について

譲渡数量が同じだった場合、「標準化製品の流通に起因する正の外部効果」と「侵害行為に起因する正の外部効果」の大きさは等しいと考えられる。外部効果とは、純粋な経済現象であり、市場に投入される製品が特許請求の範囲を侵害しているか否かや、市場に投入した者が正当な実施権者であるか否かに依存する現象ではないからである。

標準化製品の流通に起因する正の外部効果＝侵害行為に起因する正の外部効果 …⑨

また、既に指摘したように、「特許法 102 条第 1 項的逸失利益」は、会計学でいうところの市場占拠率差異に他ならない。したがって、「市場占拠率の低下」と「特許法 102 条第 1 項的逸失利益」の大きさも一致するだろう。

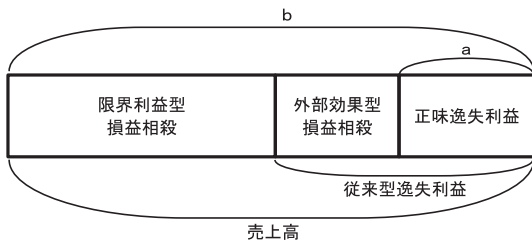
市場占拠率の低下＝特許法 102 条第 1 項的逸失利益 …⑩

式⑦～⑩をまとめると以下の関係式を得る。

(標準化共同体にとっての) 正味逸失利益＝売上高× a …⑪

式⑪は、ある売上高の侵害行為が発生した場合、標準化共同体にとっての損益相殺後の逸失利益は、損益分岐累積ライセンス料率 a を用いて算出されることを意味する(図 1 参照)。いわば、損益分岐累積ライセンス料率 a は「(標準化共同体にとっての) 損益相殺の調整因子」として機能している。

図1 aはaとbの比を表す (a = a ÷ b)



ここで、標準化共同体の標準化必須特許権の数がNであるならば、特許権あたりの正味逸失利益は以下のようになる。

$$\text{特許権あたりの正味逸失利益} = \text{売上高} \times a \div N \quad \dots(12)$$

この標準化が累積ライセンス料率の上限を a_M とすることで合意を得られていたものであるならば、式(12)は、以下のように書き換えられる。

$$\text{特許権あたりの正味逸失利益} \leq \text{売上高} \times a_M \div N \quad \dots(13)$$

11. 小括

ここで、アップル対サムスン事件での判決との対比をしながら、これまでに示されたことについてまとめておく。

本件判決では、FRAND条件でのライセンス料相当額の計算方法は、「売上高に、UMTS規格に準拠していることが寄与したと認められる割合を乗じ、さらに累積ロイヤリティが過大になることを防止するとの観点から、その上限となる率(累積ロイヤリティ上限率)を乗じ、UMTS規格の必須特許の数で除することで算出された額」⁽⁸⁾と判断された。

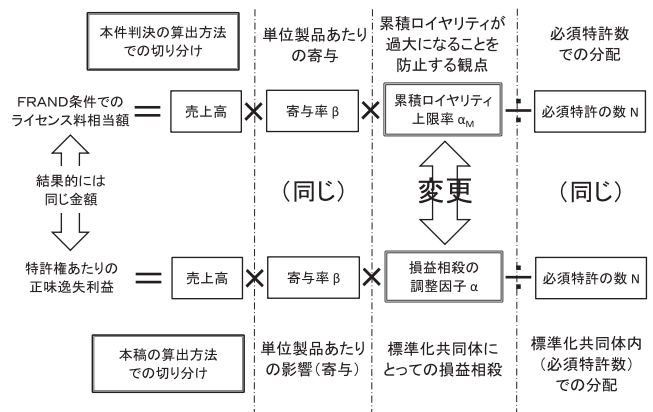
本件判決における「寄与率」は、スマートフォンという複合製品から、携帯電話相当部分を抽出するために用いられたのだろう。実際、本件判決の「7(1)前提となる事実」では、「本件製品2には、記載されているメモリ容量により複数の種類があり、その一般消費者への販売価格は、32GBモデルが5万7600円、16GBモデルが4万6080円(一括支払い時)であった。」⁽⁹⁾「主として通信機能に特化したいわゆるフィーチャーフォンには、数千円程度のものから数万円程度で販売されているものもある。」⁽¹⁰⁾という事実が認定されている。これは、推定されている寄与率とも整合する。本件判決で認定された寄与率は公表されていないが、便宜上、これを β とおく。

また、「累積ロイヤリティ上限率」は、いわゆるロイヤリティスタッキング問題に対処するための制限として導入されている。実際、本件判決でも「個々の特許

権に対するライセンス料率の絶対値が低廉であったとしてもライセンス料の合計額は当該規格に準拠することが経済的に不可能になるほど不合理に大きなものとなる可能性がある。」⁽¹¹⁾「ライセンス料の合計額が不合理に大きくなるのであれば、必須特許について仮にライセンスを受けられたとしてもこれを使用することは現実には不可能」⁽¹²⁾であることを指摘し、「FRAND条件によるライセンス料相当額を定めるに当たっても、かかる制限は必然的に生じると解するのが相当である。」⁽¹³⁾と論じている⁽¹⁴⁾。

まとめると、本件判決は、FRAND条件でのライセンス料相当額の算出を「単位製品あたりの寄与」「累積ロイヤリティが過大になることを防止するとの観点」「必須特許数での分配」という3つの切り口に分解したことになる(図2参照)。

図2



本稿が示した式(12)(および式(13))は、本件判決で採用された「累積ロイヤリティが過大になることを防止するとの観点」という切り口を「(標準化共同体にとっての)損益相殺という観点」に置き換えることについての可能性を示している。

比較のため、本件判決の算出方法を本稿の記載と同じように書き換えると以下ようになる。

$$\text{FRAND条件でのライセンス料相当額} = \text{売上高} \times \beta \times a_M \div N \quad \dots(14)$$

一方、本稿では寄与率に関する議論をしていないが、本件判決で認定された寄与率 β によって調整を加えるとすると、式(12)は以下ようになる。寄与率に関しては本件判決の判断を超える知見を有していない以上、本件判決の認定をそのまま採用するという立場を採る。

$$\text{(寄与率調整後) 特許権あたりの正味逸失利益} = \text{売上高} \times \beta \times a \div N \quad \dots(15)$$

比較をすると明らかなように、両者の違いは a と a_M の違いでしかない。ところで、 a の定義は損益分岐累積ライセンス料率であったが、その実は「損益相殺の調整因子」として機能していることが式⑭によって示されている。したがって、「累積ロイヤリティが過大になることを防止するとの観点」という切り口を「(標準化共同体にとっての) 損益相殺という観点」に置き換えるだけで、本件判決の算出方法は、特許権あたりの正味逸失利益の算出方法に修正される。

なお、UMTS 規格では、累積ライセンス料率の上限を a_M ($= 5\%$) とすることで合意を得られていたので、 $a \leq a_M$ という関係が成立する。すると、式⑯の関係が成り立つ。

特許権あたりの正味逸失利益 \leq FRAND 条件でのライセンス料相当額 …⑯

本件判決では「控訴人による損害賠償請求は、FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たるものではない」と判断されている。つまり、FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える損害額が発生していただろうことを前提としながらも、FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える部分の請求を、権利の濫用であるとして認めなかったことになる。

式⑯は、「侵害行為(標準化製品の流通)に起因する正の外部効果」を損益相殺することを考えれば、「FRAND 条件でのライセンス料相当額を越える損害額」なんて発生しないことを意味する。この点において、本稿の議論は、本件判決での議論と大きく異なる。そもそも本件が債務不存在確認請求事件であったことを考えると、式⑯の不等式の意義は大きい。

特許法第 102 条第 1 項を基礎とした逸失利益で検討すると、損害賠償額は FRAND 条件でのライセンス料相当額以下となる(式⑯)。一方、本件判決でも指摘しているように「標準規格に準拠した製品を製造、販売しようとする者は、FRAND 条件でのライセンス料相当額の支払は当然に予定していたと考えられる」のだから同条第 3 項の損害賠償額は少なくとも認められるべきであろう。両方を合わせれば、結果的には、式⑯は不等号のみならず、等号も成り立つ。つまり $a = a_M$ であると理解するのが簡便だろう。

本稿では、特許権あたりの正味逸失利益の算出を「単位製品あたりの影響(寄与)」「標準化共同体にとつ

ての損益相殺」「標準化共同体内(必須特許数)での分配」という 3 つの切り口に因子分解した(図 2 参照)。この 3 つの切り口は、侵害が発生した場合の影響を「製品」「必須特許の全体」「1 つの必須特許」という 3 つの段階で評価したものであり、計算方法と現象とがより自然な対応となっている。

12. 補論

本稿が算出した損害額は、モデル化した状態で算出した推定値である。したがって、事案個々の事情によって、実際の損害額との間に誤差が生じ得る。以下では、アップル対サムスン事件を例にして、誤差を生じさせる事実を例示する。

12-1. 製品単価の変化

UMTS 規格の策定時と侵害発生時には時間の経過があり、特許対象製品の単価が大きく変化した。UMTS 規格の策定時に想定した製品はいわゆるフィーチャーフォンのみであったと考えられるが、侵害製品はスマートフォンやタブレットであり、製品価格が大きく異なる。このような製品価格の変化は、UMTS 規格の策定時の見込みを基礎に置いた推定では誤差を発生する要因となる。

一方、市場の製品単価が大きく変化していることを知りながら累積ロイヤリティ上限率等の更新をしなかったのは UMTS 規格団体側の責任であるとも考えられる。このように考えると、製品単価が大きく変化したことによる誤差分をアップル社の責任範囲とするのは適切でないだろう。

この点につき、本件判決の算出方法では、スマートフォンの製品価格からフィーチャーフォンの製品価格へ戻すような調整が加えられている。このような調整が定量的に適切だったのかは判断できないが、「単位製品あたりの影響(寄与)」という切り口で調整を加えることは妥当な考え方だったと思う。

12-2. 標準化共同体の構成

標準化共同体の構成員の中には、自ら実施をする者や実施をしない者など様々な個性が存在する。極端な場合、自ら実施をしない構成員にとっては、ライセンス料を限りなくゼロに近づけてもメリットが上回るということもあり得る。このようにライセンス料が低くても構わないという構成員の意思に引き摺られて、サ

ムスン社にとっての適切な値よりも低い累積ロイヤリティで合意に至ってしまうことも考えられる。このような場合、その累積ロイヤリティを基礎に置いた推定よりも大きな損害がサムスン社には発生することもある。

しかしながら、これは標準化共同体の内部における利益と損害の公平分配の問題であるとも考えられる。そのように考えると、標準化共同体の中でサムスン社が割を食っていたとしても、その分の損害をアップル社の責任の範囲とするのは適切ではないかもしれない⁽¹⁵⁾。

また、サムスン社は訴訟中に「必須 IPR である特許権の累積的实施料率の上限に関しては、被控訴人が売上高の 5% と主張していることから、裁判の迅速化を図るために、これを争わない。」と述べている。このことを考えると、サムスン社が想定した損益分岐累積ライセンス料率は 5% よりも十分低かったようにも思える。

12-3. 部品の取得態様の公正さ

標準化のメリットの一つに部品の調達費用を削減するという外部効果が含まれるのだから、侵害者の部品の取得態様は、損害額の変動を生じさせる要因となる。標準化によって共通化された安価な部品が市場に流通する事により部品の調達費用を削減させること企図していたところ、侵害者の部品の取得態様が安価な部品が市場に流通することに寄与しないものであったならば、上記式⑨の等式が成り立たなくなるからである。

アップル対サムスン事件では、UMTS 規格の機能がすべて組み込まれているベースバンドチップというキーデバイスが登場する。UMTS 規格の準拠製品を製造するメーカーは、このベースバンドチップが共通化されることによる変動費の削減効果を楽しんでいただろう。そして実際、本件でもベースバンドチップの取得ルートに関して争いがあった。しかしながら、その争いは消尽についてのみで、損害額への影響についての議論は無かったように見える。実際は、このような事実も損害額の誤差を発生する要因となる。

12-4. 需要増大率の変化

製品のライフサイクルには、成長期や成熟期などがあり、時期によって需要の変化の仕方が異なる。携帯電話やスマートフォンのようにネットワーク性を持つ製品の場合、所有者の増加が正のフィードバックを生じるので、時期によって需要の変化の仕方がさらに大

きく異なる。UMTS 規格の策定時と侵害発生時における、このような所有者の増加に関する需要弾力性違いは、外部効果を用いた推定に誤差を発生する要因となる。

ところで、一般の製品の場合、成長期には利益率を低くして需要増大の利益を享受し、成熟期には利益率を高くするという戦略が採られることがある。ライセンス料も成長期には率を低くして、成熟期には率を高くする戦略を採用すればよいのだろうが、実際は難しいのかもしれない。需要弾力性が流動的で、ライセンス料率が硬直的ならば、ライセンス料率に基礎を置いた推定値に誤差を生じさせることになる。

13. まとめ

本稿で議論した損害賠償額は、標準化必須特許を対象とした特許権侵害事件を純粹に経済現象として考察したものなので、事実的因果関係のみに基づいて損害を金銭評価したものに過ぎない。したがって、本稿で議論した損害賠償額の中には、侵害者側の責任範囲とすることが相当ではないものや、逆に侵害者側の責任範囲とすることが相当であるものも存在していることだろう。実際、「12. 補論」で議論したように、事件の個別の事情を考慮すれば、事実的因果関係があったと考えられる部分であっても、責任範囲とすべきか悩ましい部分も多く存在する。

ところで、慰謝料には財産的損害を補完する機能があると言われている。慰謝料の算定にあたって、裁判官はその額を認定するに至った根拠を示す必要がなく、被害者が慰謝料額の証明をしていなくても諸般の事情を斟酌して慰謝料の賠償を命じることができるし、その際に斟酌すべき事情に制限もないとされているからである。このような慰謝料の性質を用いて、財産的損害の存在は明らかだがその「額」の立証が難しい場合に、その事情を考慮し、慰謝料額を上乗せして、財産的損害を補完し得るからである。ただし、民事訴訟法 248 条が存在する以上、財産的損害の算定困難に慰謝料で対応する必要はなくなっているとの見方もある。

特許権侵害の損害賠償では、財産的損害の存在は明らかだがその額を立証するための「事実」の立証が難しい場合が多く、この点、特許法 105 条の 3 では、民事訴訟法 248 条が修正されている。また、特許法 102 条 3 項の規定が、現実的に財産的損害の補完機能として用いられていると言ってもよいだろう。必ずしも

「通常」に捉われない実施料相当額を認定することにより、立証困難な財産的損害を補完していると考えられることもできるからだ。

本稿の結論は、判決が示した判断の一つにおける、さらにその中の一つの因子について、単に「理解の仕方を変える」だけかもしれない。しかしながら、この変更は、補完機能的なものを可能な限り排除し、事実的因果関係のみを追跡しても、判決と同じ結論に到達することができた可能性もあったことを意味する⁽¹⁶⁾。

また、標準化必須特許に対する侵害行為が発生した場合の影響の事実的因果関係部分を整理したことにより、現象と利益との関係が明確になった。これにより、今後の同種事件が発生した際に、個別の事案の特殊性をどのように損害額の算定に反映させていくべきであるかの見通しも明るくなっていることと思う。

14. 謝辞

本稿は、「北海道大学サマーセミナー 2014」における田村善之教授の講演から得た着想に基づいている。このサマーセミナーに参加するまでは、正直なところ本事件に関して左程の関心も無かった。そのことを考えると、田村善之教授の講演がなければ本稿は存在し得なかつただろうと思う。また、ご存知の方も多と思うが、このサマーセミナーは、日本弁理士会の継続研修として認定されており、広く弁理士の資質向上に貢献するものとなっている。このように本稿および弁理士会に多大な貢献をしている田村善之教授に感謝の辞をここに述べさせていただきます。

注

- (1) 本件判決の要旨 4(5)
- (2) 本件判決の要旨 4(6)
- (3) 本件判決の要旨 4(5)
- (4) 本件判決文 p.131 L10-13
- (5) 一般論については、例えば、奥野正寛編『ミクロ経済学』2008年 東京大学出版会
- (6) ネットワーク外部効果と標準化の関係は、「標準化と特許権-RAND条項による対策の法的課題」知的財産法政策学研究 43号 73~107頁 (2013年) にも記載がある。
- (7) 一般論については、例えば、小林啓孝等編『スタンダード管理会計』2009年 東洋経済新報社
- (8) 本件判決の要旨 4(6)
- (9) 本件判決文 p.138 L16-18
- (10) 本件判決文 p.140 L16-17
- (11) 本件判決文 p.143 L10-12
- (12) 本件判決文 p.143 L15-17
- (13) 本件判決文 p.143 L22-23
- (14) この観点は、マイクロソフト社対モトローラ社米国訴訟(事件番号 10-CV-1823)における判断を踏襲したものと考えられる。
- (15) もっとも、共有特許権の侵害事件における損害賠償額の按分の問題と同様に、ここは意見の分かれるところかもしれない。
- (16) 本事件は「標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆる(F)RAND宣言がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか。」という題目のもとに意見募集がなされ、FRAND宣言を中心として議論が進み、実際の判決でもFRAND宣言が中心的役割を果たしている。しかしながら、本稿で示されたように、損害賠償請求に関しては、実際にはFRAND宣言のことなど使わなくても本件判決と同じ結論に到達することができる。このことを考えると、FRAND宣言を中心とした問題設定自体が適切であったのかに疑問も残る。
(原稿受領 2015. 2. 27)

1. 知的財産権誌上研究発表会の発表論文に対する質問、意見、反対論文を募集します。いずれも 2015 年 6 月 8 日 (月) までに、日本弁理士会事務局広報・支援室宛てに E-mail にてお送りください。
2. 採用された質問、論文は「質疑応答の部」として、2015.8 月号に掲載します。論文の採否については、会誌編集部に一任ください。

日本弁理士会事務局広報・支援室
TEL 03-3519-2361
E-mail patent-bosyuu@jpaa.or.jp